

VII-1 治水対策の推進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえると、河川整備等の事前防災対策の更なる加速化が必要であり、ハード・ソフト一体となった治水対策の推進や、河川の適切な維持管理などを着実に進めていくことが重要であるため、次の措置を講じること。

1 都市河川の整備推進

- (1) 本県の都市部には、多くの人口と資産が集積しているにもかかわらず、河川の整備水準が低いことから、河道や遊水地などの整備を強力に推進し、浸水被害の防止を図ることが喫緊の課題であるため、十分な予算措置を講じること。
- (2) 遊水地整備や鉄道橋架替えなどの大規模事業を計画的に推進できるよう、大規模特定河川事業の十分な予算措置を講じること。

2 国管理河川の堤防等の整備促進

多摩川、鶴見川、相模川における治水安全度の向上を図るため、国直轄管理区間においては堤防等の整備を更に促進すること。

3 水位等の観測体制の充実

迅速かつ円滑な避難や、よりの確な水防活動の実施に向けて、本県及び市町村における水位計や河川監視カメラ等による情報提供を充実するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を講じること。

4 河川の適切な維持管理の推進

- (1) 現況の流下断面を確保するため、堆積土砂の撤去や樹木伐採が十分に行えるよう、継続的な財政措置を講じること。
- (2) ダム・水門・トンネルなど河川管理施設の計画的な維持管理を推進するため、十分な予算措置と交付対象範囲の拡充を講じること。

【提案理由等】

- 1 (1) 本県では、都市部の河川の重点的な整備に取り組んでいるが、河道整備はもとより、河道の拡幅が困難な場合が多い都市河川では、遊水地や地下調節池などの整備をより一層推進する必要があることから、十分な予算措置が必要である。

併せて、流域治水の更なる推進のため、流域自治体や民間事業者等が取り組む雨水流出抑制対策等について、十分な予算措置と対象範囲の拡充が必要である。

- (2) 県内は交通網が発達していることから、河道整備に当たっては多くの鉄道橋や道路橋の架け替えが必要であり、遊水地や地下調節池などの整備も含め、計画的かつ集中的に取り組む必要があることから、大規模特定河川事業の十分な予算措置が必要である。
- 2 多摩川、鶴見川、相模川のうち、国直轄管理区間は人口及び資産の集積度も高く、ひとたび水害があると甚大な被害が予想されることから、治水安全度を向上させるための整備を更に促進する必要がある。

VII-2 小型船舶等の不法係留対策の推進

提出先 水産庁、国土交通省

【提案項目】

不法係留船対策を効果的に行うために、次の措置を講じること。

- 1 保管場所確保を義務付ける制度の創設
船舶の保管場所の確保を義務付ける制度を創設すること。
- 2 管理者が所有者判明船を簡易な手続で強制撤去できる制度の創設
河川・港湾・漁港の管理者が簡易な手続で、所有者が判明している不法係留船舶の撤去ができる制度、撤去後の保管費用の強制徴収が可能となる制度及び保管期限の上限を定める制度を創設すること。
- 3 強制撤去費用及び係留・保管施設整備に係る予算措置
地方自治体が行う不法係留船対策を推進するため、不法係留船の強制撤去に要する費用及び係留・保管施設整備について、十分な予算措置を講じること。
- 4 放置船等の処分経費を関係団体等が負担する制度の創設
所有者不明の放置船及び沈没船の処分について、関係団体等が経費を負担する制度を創設すること。

【提案理由等】

近年、海洋レジャーへの関心の高まりなどを受け、河川や港湾・漁港において、不法な船舶の係留が行われ、河川の流水機能の低下、船舶の航行障害、洪水・高潮時の不法係留船の流出による被害や津波による背後住居への二次被害等の問題を引き起こしているばかりでなく、周辺の生活環境にも少なからず影響を及ぼしている。

このような現状を抜本的に解消するためには、自動車のように適正な保管場所をあらかじめ確保することを義務付けることが必要不可欠である。また、対策を効果的に推進できるよう、所有者が判明している不法係留船撤去のための簡易な手続の創設のほか、撤去、係留・保管施設整備への予算措置や、廃船処理への支援拡大が必要である。

大岡川水系（横浜市）の不法係留の状況



三崎漁港の不法放置の状況



（神奈川県担当課：県土整備局河港課、環境農政局水産課）

【提案項目】

本県が取り組む相模湾沿岸の津波・高潮対策及びなぎさづくりを推進するため、次の措置を講じること。

1 津波・高潮対策の推進

気候変動を踏まえた津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設の整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための予算についても、交付対象の拡充など十分な措置を講じること。

また、都市化が進んだ沿岸や海岸利用が盛んな地域など、護岸等の嵩上げによる整備が困難な場所においても、施設整備が可能となるよう、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなどの支援を行うこと。

2 総合的な土砂管理によるなぎさづくり（海岸侵食対策）の推進

山・川・海の連続性をとらえた総合的な土砂管理によるなぎさづくり（海岸侵食対策）を推進するため、交付対象の拡充など十分な予算措置を講じること。

また、国が先進的に取り組んでいる調査研究、技術開発の成果を提供するなど、本県の取組に支援・協力すること。

3 西湘海岸の保全対策の加速化

大規模な海岸侵食が生じた西湘海岸全域において、高度な技術の導入などにより砂浜の早期回復を目指し、海岸保全対策事業を加速化すること。

【提案理由等】

- 1 (1) 本県の沿岸は、人家が集中している地域が多く、ひとたび津波や高潮が発生すると、被害が甚大になるおそれがある。今後の気候変動に伴う平均海面水位の上昇や、海水温の上昇による台風の強大化を踏まえると、津波や高潮の沿岸部への影響は、これまで以上に大きくなることが懸念されており、更なる津波・高潮対策として、施設整備を積極的に推進する必要がある。
- (2) 施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても、交付対象の拡充など十分な予算措置が必要である。
- (3) 海岸利用が盛んな地域では、護岸等の嵩上げによる整備が困難な場合もあり、地域の特性、海岸の利用、景観等に配慮しつつ、施設整備を行う必要があることから、新たな技術の研究開発を促進し、その情報提供を行うなど、国の支援が不可欠である。
- 2 (1) 本県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」に取り組んでいるところであるが、今後の気候変動を踏まえた侵食対策の推進に当たっては、維持的な養浜に対する交付対象の拡充など、十分な予算措置が必要である。
- (2) 国が先進的に取り組んでいる総合的な土砂管理に関する調査研究や技術開発の成果の提供など、国の支援・協力が必要不可欠である。
- 3 西湘海岸において、国は、平成26年度から直轄事業として海岸保全施設の整備に取り組み、令和5年度末には1基目の突堤が完成し、今後も引き続き、突堤の整備を進めるとともに、新たな砂礫養浜にも着手するところであるが、地域の方々から一刻も早い砂浜の回復が求められており、更に事業を加速化して、推進する必要がある。

◇ 津波・高潮対策の推進

・護岸のかさ上げ（アクリル製の窓設置）



防潮堤等の嵩上げにより、海への視界が遮られることから、視認性や耐久性に優れたアクリル製の窓により、海への眺望を確保する。（小田原海岸前川地区）

・護岸等の海岸保全施設の補修（クラック補修）



護岸等の海岸保全施設の老朽化対策や施設機能の向上を図る整備を実施し、背後地の人命及び資産の防護を図る。

◇ 総合的な土砂管理によるなぎさづくり（海岸侵食対策）の推進



◇ 西湘海岸の保全対策の加速化

事業箇所：小田原市、二宮町、大磯町

事業内容：海岸保全施設整備

岩盤型潜水突堤 6基

砂礫養浜 約36万m³

洗掘防護施設 約2km

沿岸漂砂礫流失抑制施設 約1km

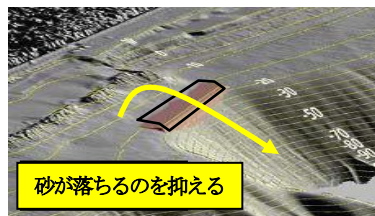
全体事業費：約320億円

事業期間：H26～R23

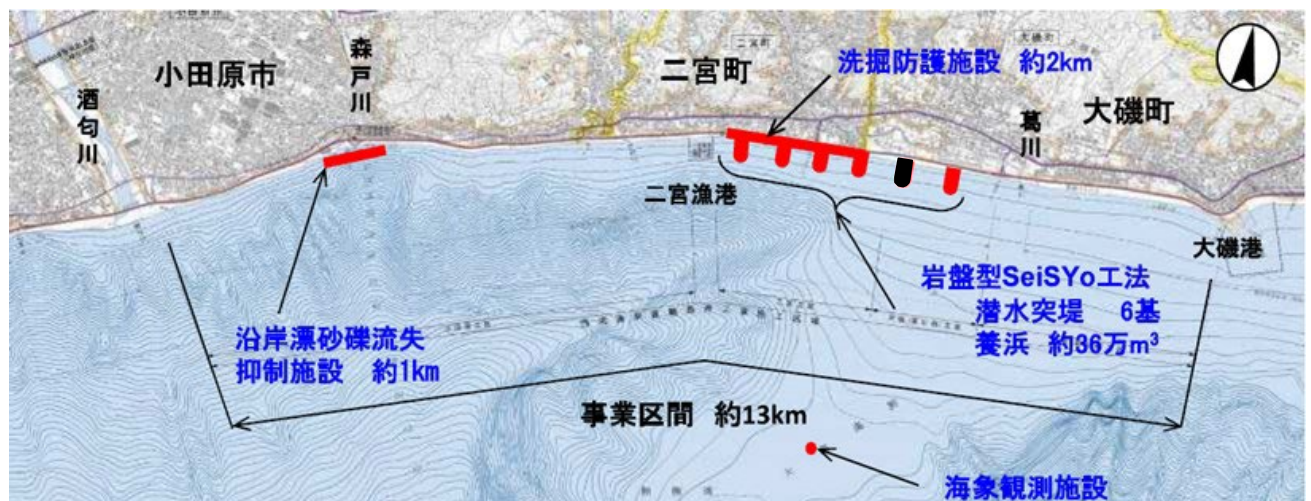
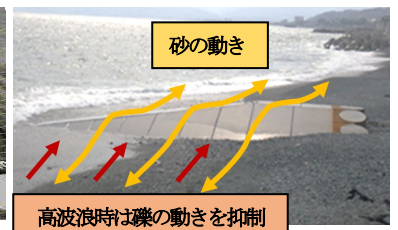
令和7年度事業内容：岩盤型潜水突堤

砂礫養浜

沿岸漂砂礫流失抑制施設イメージ



岩盤型潜水突堤



（神奈川県担当課：県土整備局河港課）

VII-4 盛土による災害の防止対策の推進

提出先 農林水産省、国土交通省

【提案項目】

盛土による災害の防止対策を推進するため、次の措置を講じること。

1 盛土の安全性を確保するための対策の推進

盛土規制法の規制区域指定後の運用においては、盛土の安全性を確保するための対策を継続的に実施していくため、国による衛星画像の解析結果等の定期的（最低5年に1度）な情報提供を行うとともに、基礎調査に対する現行の国費率の嵩上げを継続すること。

2 大規模盛土造成地における対策の推進

既存の大規模盛土造成地においては、必要な安全性が確保されていない箇所の対策を早急に進めるため、宅地耐震化推進事業における、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機として、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」が、令和5年5月に施行された。

本法律を実効性のある制度として機能させるためには、都道府県等による、盛土の安全性を確保するための対策を速やかに実施する必要がある。

そこで、おおむね5年に1度、調査をすることとされている規制区域の指定や既存の危険な盛土を把握する基礎調査について、都道府県等の負担の軽減・事務の効率化の観点から、国による衛星画像の解析・測量結果を、定期的（最低5年に1度）に情報提供をするとともに、財政状況が厳しいことから、国費率を継続的に1/3から1/2に嵩上げするなど支援を講じる必要がある。

2 既存の大規模盛土造成地における安全性の確保に向け、宅地耐震化推進事業を進めているところであるが、必要な安全性が確保されていない箇所については、早急に対策工事等を推進する必要がある。

VII-5 土砂災害防止対策事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

近年、激甚化・頻発化するがけ崩れや土石流などの「土砂災害」から県民の生命と財産を守り、暮らしやすい生活環境を創造するため、土砂災害防止対策を強力に推進していく必要があることから、次の措置を講じること。

1 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業のハード対策を強力に推進するため、施設の整備に係る予算に加え、既存施設を適切に維持管理するための長寿命化対策に係る予算についても、十分な措置を講じること。

2 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進に向けて、土砂災害警戒区域等の宅地開発等に伴う地形改変を踏まえ、見直しが速やかに行えるよう十分な予算措置を講じること。あわせて、地方負担を軽減するため、現行の国費率を嵩上げすること。

3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

急傾斜地の施設整備を重点的に推進するため、急傾斜地崩壊対策事業の保全人家戸数や全体事業費の採択基準を緩和するなど、制度拡充を図ること。

【提案理由等】

近年、気候変動等の影響によって、がけ崩れや土石流などによる土砂災害が激甚化・頻発化している。

1 砂防、地すべり及び急傾斜地における施設の整備水準は依然として低く、近年の激甚化・頻発化する土砂災害からの安全度を高めるため、ハード対策の更なる推進が必要である。

また、整備した施設を良好な状態に保つには、点検、修繕等、継続的に多額の費用が必要であり、計画的に維持管理を進めるためには、施設の長寿命化に係る事業についても十分な予算措置が必要である。

2 土砂災害防止法に基づく基礎調査については、財政状況も厳しい中、基礎調査が完了した後も、リスク情報の更なる充実を図るため、土砂災害警戒区域等の宅地開発等に伴う地形改変を踏まえた速やかな見直しが必要であることから、十分な予算措置を講じるとともに、国費率を1/3から1/2に嵩上げするなどの支援が必要である。

3 急傾斜地崩壊対策事業については、まちづくりと連携する砂防等事業の中で、令和5年度に採択基準が緩和（がけ高10m以上→5m以上）され、積極的な活用に取り組んでいるところであるが、激甚化・頻発化するがけ崩れ災害から県民のいのちを守るためには、施設整備の更なる加速化が必要であることから、保全人家戸数や全体事業費が国の採択基準を満たさず対応が遅れている急傾斜地に対して、制度を拡充する必要がある。

1 砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

5 か年加速化対策により整備が進んだ箇所



阿津川堰堤 阿津川（相模原市）



急傾斜地 吉倉町地区（横須賀市）

長寿命化（老朽化対策）を実施した砂防堰堤



御坂堰堤 金目川（秦野市）

2 土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進

土砂災害警戒区域等における宅地開発でがけ地が解消されたことにより、速やかな区域の見直しが必要な状況



3 急傾斜地崩壊対策事業の制度拡充

保全人家戸数や全体事業費が国の採択基準を満たしていない箇所



保全人家戸数 10 戸未満



全体事業費 7,000 万円未満

（神奈川県担当課：県土整備局砂防課）

VII-6 建築物等の耐震化の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

建築物の耐震化には、多額の費用を要し、また、所有者の理解を得ながら進める必要があることから、民間建築物の耐震化を着実に促進できるよう、大規模建築物及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する補助について、必要な財源を確保すること。

また、個人が所有する擁壁の耐震化を推進するため、擁壁の耐震化に関する技術的な支援に取り組むとともに、擁壁の改修に係る費用の負担軽減のため、補助制度の拡充など、財政的な支援を拡大すること。

【提案理由等】

本県は、複数の巨大地震による甚大な被害が想定されており、県民の安全・安心を支えるためには、建築物の耐震化が喫緊の課題である。

平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、不特定多数の方や避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に対する取組が強化された。

本県では、これらの民間建築物の耐震化の促進に取り組み、緊急輸送道路の沿道建築物については、九都県市とも連携し耐震化の普及啓発等の取組を進めているところであるが、耐震診断や耐震改修には多額の費用と時間を要する。

こうした中、令和6年1月の能登半島地震における被害等を踏まえ、令和7年7月に国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）が改正された。

これを受け、本県では、緊急輸送道路の沿道建築物に耐震診断を義務付ける路線を追加するなど、令和8年3月に耐震改修促進計画を改定した。

国の補助制度である「住宅・建築物防災力緊急促進事業」については、令和12年度まで期間が延長されたところであるが、まだ、県内には当該事業の対象となる耐震診断義務付け建築物が多く残されていることから、引き続き耐震化を促進するための財源確保をお願いしたい。

また、本県では、能登半島地震などにおける擁壁被害を受けて、市町村と連携しながら、擁壁所有者による自主点検を促進しており、「擁壁チェックシート」を作成・配布するとともに、県内各地で専門家への相談会を開催するなど擁壁の耐震化に資する取組を進めている。

今後、こうした取組を一層推進し、継続していくためには、擁壁の耐震化に係る技術的な基準を整備するとともに、改修費の補助に係る負担軽減のための財政的な支援が必要である。

VII-7 石油コンビナート地域の産業保安の取組の強化

提出先 経済産業省、消防庁

【提案項目】

令和6年10月23日に水素等供給等促進法が施行され、石油コンビナート地域における大規模な水素の利用が見込まれることから、水素保安における技術基準や石油コンビナートの防災アセスメント指針の見直し等を行い、石油コンビナート地域の保安の確保を図ること。また、地方自治体の職員の水素保安に係る技術的知見の習得・蓄積のため、協力・支援を行うこと。

【提案理由等】

令和6年10月23日に水素等供給等促進法が施行され、石油コンビナート地域における大規模な設備再編が行われる可能性が高まってきている。このため、未だ検討・実証段階にある水素保安における技術基準等については早期に合理的・適正化を図り、水素保安基準の体系構築を行うことが必要である。また、石油コンビナートの防災アセスメント指針等は、大規模な水素の利用を前提としたものになっていないことから、国は、基準類の見直しを急ぎ、石油コンビナート地域の保安力及び防災力を維持する必要がある。

また、防災本部を運営する自治体職員の水素保安に係る技術的知見の向上のためには、国の十分な支援が必要であることから、併せて提案する。

VII-8 地震災害に備えた都市の安全性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

地震災害に備えた都市の安全性を向上させるため、国において総合的な防災対策の推進を図るとともに、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業、市街地再開発事業の推進

良質な都市空間の形成や都市機能の更新を一層推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業に対する十分な予算措置を講じるとともに、都市再生整備計画事業について、市町村への十分な予算措置を講じること。

2 都市公園の整備の推進

都市公園は、災害時の避難・救援の活動の場として、また延焼防止機能等、多くの効果を発揮することから、地域防災計画に位置付けられる都市公園の整備に対して十分な予算措置を講じること。

3 橋りょう等の安全対策の推進

道路の防災・減災対策を推進し、地震などの大規模災害に対する道路の安全性を高めるため、緊急輸送道路などにおける橋りょうの耐震補強、土砂崩落対策箇所の整備、無電柱化の推進及び道路施設の老朽化対策に係る事業について、本県及び市町村への十分な予算措置を講じること。

4 河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備等の推進

地震などの大規模災害に対する安全性を高めるため、河川管理施設及び土砂災害防止施設の整備や耐震性の強化に係る十分な予算措置を講じること。

5 海岸保全施設等の整備の推進

津波・高潮対策を推進するため、海岸保全施設等の整備に対して十分な予算措置を講じること。

6 下水道施設の地震・津波対策の推進

ライフラインの安全性を強化するため、下水道施設の地震・津波対策に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

首都直下地震などの地震から県民の生命・財産を守るためには、都市そのものの安全性を高めることが重要である。そこで、計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、建築物、土木構造物、ライフライン、防災関連施設などの各施設の防災性を高める必要がある。

(神奈川県担当課：県土整備局都市整備課、都市公園課、道路管理課、河港課、砂防課、下水道課)

VII-9 市町村震度情報ネットワークシステムに対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村が独自に整備・運用している震度情報ネットワークシステムの更新について、都道府県と同様の国庫補助制度の創設や防災対策事業債の交付税算入率の引上げ等により財政措置を充実すること。

【提案理由等】

各都道府県では、地震発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、県内各地に配置する震度計を結ぶ震度情報ネットワークシステムを整備・運用している。これとは別に県内2市では、独自の震度情報ネットワークシステムを整備・運用しているところである。

都道府県に対しては、令和3年度補正予算で「防災情報通信設備整備費補助金」による財政措置がされたところだが、市町村はこの補助金の交付対象外である。当該市の震度情報ネットワークシステムも、都道府県と同様に耐用年数を迎えているが、更新に多額の費用を要するため、防災対策事業債を適用しても市町村の費用負担は大きい。

そのため、更なる財政負担軽減のため、都道府県と同様の国庫補助制度の創設や、防災対策事業債（起債率 75%）の現行の交付税算入率（30%）の引上げ等による財政措置の充実が必要である。

VII-10 防災行政無線等に対する財政的な支援

提出先 消防庁

【提案項目】

災害時の情報伝達手段として重要な防災行政無線等の設備更新に対し、緊急防災・減災事業債の恒久化や新たな補助制度の創設等により財政措置を充実すること。

【提案理由等】

県、市町村、消防、国機関及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線等の機能を維持するには、施設、設備、システム等のライフサイクルに併せた適切な機器等の整備・更新に多額の費用が必要であり、県及び市町村の財政負担となっている。

デジタル方式により整備した現行の設備は、今後、多数の市町村で設備更新の必要に迫られた際の多額の財政負担が共通の課題となる。

そのため、令和 12 年度まで延長されている緊急防災・減災事業債の恒久化や、新たな補助制度の創設等による財政措置の充実が必要である。

VII-11 消防の広域化に対する支援の強化等

提出先 消防庁

【提案項目】

市町村消防の広域化をより推進するため、市町村の消防広域化に係る施設・設備等の初期投資経費や、広域化後の人件費、施設・設備等の維持管理経費の負担を軽減する財政措置の充実・拡大を図ること。

【提案理由等】

国は、令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、自主的な市町村の消防の広域化を推進する期限を新たに令和11年4月1日として広域化に取り組むこととした。令和6年度財政措置についても、連携・協力に基づく訓練施設整備の「緊急防災・減災事業債」対象化や、消防の広域化等の更なる推進のための特別交付税措置の拡充などが講じられた。しかしながら、その支援策は、広域化を推進していくために十分なものではない。

広域化に伴う施設・設備等の初期投資経費や、その後の人件費、更新・維持管理経費の負担を軽減し、広域化を更に推進するために、初期投資経費については、現行の起債と交付税措置中心の支援に加え、不交付団体にもインセンティブが働くよう、国庫補助金の特別かつ優先的な配分とともに、基準額及び補助率の引上げや補助対象事業の拡大が必要である。また、広域化後も、地方自治体間の給与格差を埋めるための人件費や、負担が大きい管轄区域拡大による施設・設備等の更新・維持管理経費等に対する財政措置が必要である。

VII-12 被災自治体への職員の中長期派遣に対する支援

提出先 復興庁、総務省

【提案項目】

大規模災害への復旧・復興に関わる職員の中長期派遣に関して、次の措置を講じること。

- 1 国が一括して被災自治体のニーズを把握し、募集や派遣の事務を行うなど、迅速かつ一元的に対応できる仕組みを検討すること。
- 2 大規模災害の復旧・復興の人材ニーズにも対応できるよう、平時からの技術系人材の育成の一層の強化を検討すること。

【提案理由等】

大規模災害の発生時には、平時にはない膨大な復旧・復興業務が発生し、復旧・復興に従事する行政職員、特に技術系職員が不足することになるため、中長期的な職員の派遣による支援が必要になる。

東日本大震災においては、復旧・復興支援として、本県でも任期付職員を募集し、職員が不足している被災自治体に派遣し、現在も継続している。

しかし、募集に当たっては、被災自治体と具体的な分野や人数を調整しているが、国のほか、本県以外にも任期付職員を派遣する地方自治体もあり、分野・人数の重複等、具体的な必要数が把握しにくい状況も生じた。

また、募集を行う各地方自治体が、それぞれ被災自治体と派遣内容等の調整を行うことにより、被災自治体の負担も少なくなかった。

こうしたことから、今後大規模災害が発生した際に、被災自治体の復旧・復興に関わる職員の中長期派遣においては、例えば、国が一括して被災自治体のニーズを把握し、募集や派遣の事務を行うなど、迅速かつ一元的に対応できる仕組みを検討する必要がある。

また、中長期派遣の中心は、土木、建築、農業、福祉など、技術系職員となるが、全国的にも不足が指摘される中、確保が難しく、これまでの本県の任期付職員の募集においても、応募が募集人員に届かないことが常態化している。そのため、今後、切迫性が指摘される大規模災害も見据え、国のリーダーシップの下で技術系人材の育成を図る必要がある。

VII-13 新東名高速自動車国道等における消防・救急業務に係る体制の強化

提出先 消防庁、国土交通省

【提案項目】

新東名高速自動車国道及びさがみ縦貫道路等の自動車専用道路における、トンネル災害等の特殊な災害活動及び救急業務に対応するため、次の措置を講じること。

- 1 救急隊の増隊、新たな消防車両・資機材等の配備及び庁舎整備に関する財政措置を行うこと。
- 2 担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う救急件数の増加を考慮した「自主救急」の実施を検討すること。
- 3 「高速自動車国道における救急業務に関する覚書」及び特別交付税措置の見直しにより、財政措置の改善を行うこと。

【提案理由等】

平成27年3月に全線開通した、さがみ縦貫道路（自動車専用道路）や、平成29年度に県内で供用が開始された新東名高速道路（高速自動車国道）では、トンネルや橋梁が多数あることなどから、消防活動における装備等の充実強化が求められる。

また、高速道路という特殊な環境の下での救急出動では、交通渋滞により事故現場への到着が遅れたり、管轄区域外での活動を余儀なくされるなど総活動時間は長時間化し、その間における担当消防本部の救急業務に多大な影響を及ぼしている。

- 1 人命救護に万全を期すためには、救急隊の増隊、トンネル災害に対応した化学消防ポンプ自動車、泡消火剤、消火活動資機材・耐熱服等の配備、それらに対応するための庁舎整備などの消防力の強化を図る必要があるが、厳しい財政事情の中、消防本部には特別な財政負担が生じる。
- 2 道路管理者においても、担当路線の追加及びサービスエリアの設置に伴う新たな救急需要を勘案し、実態に即した「自主救急」の充実強化を図る必要がある。
- 3 国においては、高速自動車国道における支弁金制度や特別交付税措置を講じているが、トンネル事故等の特殊災害等による消防・救急需要に対応するための財政措置として十分ではなく、また、自動車専用道路については適用されないため、財政措置の改善を行う必要がある。

VII-14 消防資機材のカラーユニバーサルデザインに配慮した取組

提出先 消防庁

【提案項目】

色覚異常者であっても支障なく消防業務に従事できるよう、消防資機材におけるカラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示すこと。

【提案理由等】

平成 13 年の労働安全衛生規則の改正により、雇入れ時の健康診断における色覚検査の義務付けが廃止された趣旨を踏まえ、消防本部においては、色覚異常者であっても、消防業務に支障なく従事できるよう、識別が可能な消防資機材の導入を進めていくことが求められる。

大規模災害時等に、複数の消防本部が同じ災害現場で活動することを考慮すると、すべての消防本部が同じ方針による取組が望ましいことから、国においてカラーユニバーサルデザインの考え方に基づく統一的な指針を示す必要がある。

※ カラーユニバーサルデザイン

人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方

（「NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構」HP より）

VII-15 災害対策用装備資機材の充実・強化

提出先 警察庁

【提案項目】

近年、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、今後発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模地震、火山災害等に的確に対応するため、災害用装備資機材の充実・強化を図ること。

【提案理由等】

近年、気候変動により激甚化・頻発化する気象災害、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生も懸念されるほか、火山対策についても継続的に取り組む必要がある。

当県警察は、県内外を問わず被災地に部隊を派遣し、被災者の捜索・救出救助活動等に従事しているが、機動隊を始め各所属における災害対策用装備資機材は種類及び数量とも十分とは言えない。近年、災害対策用ドローン（令和3・4年度）、救命ボート（令和5年度）、削岩機（令和6年度）、地震警報器（令和7年度）等が配備されているが、今後も大規模災害が発生した際の迅速かつ的確な対応を行うため、災害対策用装備資機材の更なる充実・強化を求めるものである。

（神奈川県警察担当課：警察本部危機管理対策課）

VII-16 消防団を中核とした地域防災力の充実強化への支援

提出先 消防庁

【提案項目】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向け、次の措置を講じること。

- 1 消防団の装備の改善に係る財政支援
市町村が行う消防団の装備の改善に対し、十分な財政支援を行うこと。
- 2 消防団協力事業所に対する税財政上の措置等
消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置、同事業所の活動のPRの強化などを実施すること。
- 3 消防団員の準中型免許取得支援
市町村が行う消防団員への準中型免許取得支援に対し、十分な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 市町村においては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け改正された「消防団の装備の基準」により、消防団における安全確保装備・情報通信資機材・活動用資機材などの一層の充実強化を図る必要が生じ、財政負担が増している。国は、普通交付税算定基準の増額措置等を講じたが、資機材の更新、充実強化に当たって、必ずしも十分対応できていない。また、平成30年度第2次補正予算から消防団設備整備費補助金の創設がなされているものの、その補助対象設備は「消防団の装備の基準」に掲げる装備の一部であり、十分な財政支援とはなっていないことから、市町村の実情に沿った更なる財政支援が必要である。
- 2 消防団の重要性が増す一方、少子高齢化などにより消防団員数は年々減少傾向にあり、また、消防団員の高齢化やサラリーマン団員の割合が増加している。国は、企業の従業員が消防団活動に参加しやすい環境整備を図り、企業の社会貢献に対する協力の証として、平成18年に「消防団協力事業所表示制度」を創設したが、表示証の交付だけでは、具体的なインセンティブが働かないのが実情である。そのため、消防団の充実強化を図るためには、「事業者インセンティブが働く取組」として、消防団協力事業所に対する減税、補助金制度の構築、入札の優遇措置、同事業所の活動のPRの強化などを、国の施策として取り組む必要がある。
- 3 平成29年3月の道路交通法改正により、普通免許で運転できる自動車は車両総重量が3.5t未満に引き下げられ、3.5t以上7.5t未満の自動車を運転するには準中型運転免許の取得が必要となった。改正後の普通自動車免許を取得した団員は、車両総重量3.5t以上の消防自動車を運転できないため、消防団活動に支障をきたす恐れがある。消防団員の準中型自動車免許取得経費への市町村助成に対し特別交付税措置が講じられているが、消防団員の準中型免許取得を更に促すためには、国庫補助金制度の構築など、市町村の取組への十分な支援が必要である。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局消防保安課)

VII-17 消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部見直し

提出先 消防庁

【提案項目】

消防防災施設整備費補助金の配分方針の一部について、市町村の実態に即したものとするため、見直しを実施すること。

【提案理由等】

当該補助金の交付要綱において、高機能消防指令センター総合整備事業は、「別表第5に掲げる装置及び数量の全部又は一部をもって構成される」と記載されている一方、配分方針では個別に装置を整備する場合は原則配分しないことが示されている。

市町村の実態としては、各装置の保守期間や対応年数が異なること等の理由から、総合的に勘案して、装置を個別又は一部、整備することがある。

高機能消防指令センターの整備は、住民の生命と財産を守るための喫緊の課題となることから、当該補助金に関する配分方針に、個別に装置を整備する場合も含めるなど、補助対象を拡充する必要がある。

VII-18 有料道路の無料化に伴う事務の簡素化

提出先 国土交通省

【提案項目】

災害発生時における有料道路の無料化手続について、簡素化のための措置を講じること。

【提案理由等】

災害発生時、被災地への救援物資や人員の運送、ボランティアの移動に伴い、交通量が著しく増加するが、現状、有料道路の無料化手続に係る業務は煩雑であることから、応急活動対策や復旧・復興対策に支障が生じないよう簡素化のための措置を講じる必要がある。

VII-19 社会資本整備及び災害復旧事業予算の確保

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

安全・安心な暮らしを確保するとともに、円滑な経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備を推進できるよう、公共事業関係予算をしっかりと確保すること。

また、首都圏、ひいては全国の経済成長を牽引する一方、人口や企業の集積が著しく、自然災害に対して脆弱な本県において、社会資本整備を計画的かつ確実に進められるよう、本県における国直轄事業予算を確保するとともに、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の所要額を確保すること。

さらに、大規模災害発生時には、災害復旧事業予算を確保し、速やかに配分を行うこと。

【提案理由等】

安全・安心を確保し、経済の好循環や一層の観光振興を図るためには、社会基盤の充実・強化を図ることが急務となっている。

令和元年東日本台風は、記録的な暴風や大雨をもたらし、本県も県内全域にわたって近年にない重大な被害が発生した。

また、令和7年9月に本県で初めて線状降水帯が発生するなど、今後も自然災害の発生が予測され、対策の必要性が、ますます高まっている。

さらに、大規模地震などに対応する強靱な道路ネットワークを形成するため、高速道路から地域の道路に至るまで、体系的な整備・保全を推進する必要がある。

こうしたことから、安全・安心を確保し、経済活動を支え、地域の活性化を促す社会基盤の整備に資する公共事業関係予算と災害復旧事業予算を十分に確保し、地方自治体が即時に事業着手するために、大規模災害の被災後には、速やかに配分する必要がある。

さらに、本県は、全国で第2位となる約920万人の人口を擁し、首都圏の中で自立性の高い都市拠点が形成され、商業、居住など様々な機能を担っている。

このような中、自然災害に強く県民が安全で安心して暮らせるまちづくりや活力と魅力あふれる県土づくりが強く求められており、県経済の活性化を支える道路網の整備や、県民の安全・安心を確保する河川・砂防・下水道施設等の整備、魅力ある県土づくりに向けた市街地・住環境の整備などを計画的かつ確実に推進していかなければならない。

そのため、本県においても、事前防災・減災を図り、国際競争力の強化等にも資する国土強靱化等を推進し、県民の安全・安心のための県土づくりを着実に進める必要がある。

については、本県における国直轄事業予算を確保し、着実に事業を推進するとともに、社会資本整備総合交付金等についても、各事業の進捗等に応じた本県の所要額を確保することが不可欠である。

【提案項目】

災害時の精神科医療提供体制の強化に向け、DPATの診療報酬上の評価等、必要な財政措置を行うこと。

【提案理由等】

大規模な災害発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズの把握や専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援等を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、全国から被災地域に入り、精神科医療提供体制が維持されるよう支援活動を行った。

今後、首都直下地震をはじめとした大規模災害の発生が想定されている中、災害時の精神科医療を維持していくためにも、更なるDPATの体制強化を進めていく必要がある。

また、令和6年4月1日施行の改正医療法においては、DPATは災害派遣医療チーム（DMAT）と同様に「災害・感染症医療業務従事者」に位置付けられており、災害時等に期待される役割を果たすためにはDPATの拡充が必要である。

DPATはDMATと同等の役割が求められている一方で、DMATには、所属する病院に対する診療報酬上の評価が設定されているが、DPATには診療報酬上の評価がなく、所属する精神科病院の持ち出しでDPATを保有している。そのため、DPATのチーム数やインストラクターが増えていかず、体制整備・人材育成が思うように進まない要因となっている。

そこで、DPATの診療報酬上の評価等、財政措置が必要である。

VII-21 災害時のトリアージに係る法的整備

提出先 厚生労働省

【提案項目】

トリアージの結果に対する医療関係者の免責について法的整備を行うこと。

【提案理由等】

災害発生時に、医療資源の制約が多い中で、傷病者の緊急度と重症度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めるトリアージは、一人でも多くの傷病者のいのちを守るためには必要な行為である。トリアージの運用にあたっては、多数の傷病者の症状を迅速かつ正確に判定するために設けられた基準に基づいて行われるが、主に外傷を見て判断されることから、通常、個々の医師等による判定に差が生じることは少ないと考えられる。一方、内臓の損傷など、即時の判定が困難な傷病の場合には、処置の遅れにより容体が急変することもあり、こうした場合は、判定した医師等が責任を問われるリスクがある。

そこで、平時から、国や県等が実施する災害派遣医療研修の中で実技も含めた研修を行うほか、医療機関においても自主的に訓練を実施し、適切なトリアージの運用に向けた取組を進めている。

しかしながら、トリアージの際に、故意や重過失がなかったとしても、結果的に救命できなかった場合の免責など、医師等のリスクに対処する制度は整備されていない。救命に携わる関係者が訴訟などのリスクを恐れ、萎縮することのないよう、法的な保護制度が必要である。

VII-22 医療施設に対する耐震化補助の拡大

提出先 厚生労働省

【提案項目】

医療施設等耐震整備事業について、建物の耐震化を行う全ての病院が補助を受けられるよう十分な財源を確保するとともに、補助内容の充実を図ること。

【提案理由等】

大規模地震発生時において、急拡大する医療ニーズに対応するためには、被災地における医療提供体制を維持していくことが不可欠である。

しかしながら、令和5年に厚生労働省が実施した「病院の耐震改修状況調査」の結果では、全国の病院の耐震化率は80.5%（県内の病院の耐震化率は82.4%）に留まっており、地震発生時には一部の病院において、建物崩壊等のリスクにより診療機能を維持できない恐れがある。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震など大規模地震に備えるためには、病院の耐震化は喫緊の課題であるが、一方で、昨今の物価高騰や人件費の上昇などにより、病院の経営環境は逼迫しており、多額の費用が掛かる耐震化工事を自己資金のみで行うことは困難な状況である。

こうした課題は全国の病院に共通するものであるが、現行の補助制度では補助を受けられる病院が限定されているほか、補助額についても十分とは言えず実支出額との間に大きな乖離がある。また、既に耐震化されている病院については補助対象外であり、免震化構造など、より地震に強い構造の導入を検討しても、費用負担の側面から断念せざるを得ない状況が発生している。

そのため、耐震化工事を実施する全ての病院が補助を受けられるよう、補助対象医療機関の拡大及び補助基準面積や補助基準単価の引き上げ、補助要件の緩和が必要である。

VII-23 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

1 支援対象の公平化

被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度となるよう見直すこと。

特に被災者生活再建支援法に基づく救済については、適用された市町村がある都道府県内の他の市町村においても、同一の支援が行われるよう所要の措置を講じること。

2 支援金の拡大

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の増額を行うこと。

【提案理由等】

- 1 被災者生活再建支援法に基づく救済については、法が適用される市町村がある一方で、同一の災害でも全壊世帯が少ないと適用されない実態もあることから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を抱かない制度設計を行う必要がある。

現在、本県では、法が適用されない市町村に、県独自に同様の支援を行っているが、同法が適用されるような大規模災害では、県外も含め居住地域にかかわらず、同制度による同一の救済がなされることが望ましい。

- 2 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられたが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額補償とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。

VII-24 災害時における要配慮者等への支援体制の整備

提出先 内閣府、厚生労働省

【提案項目】

災害の影響を強く受ける要配慮者が、被災を逃れ、安心・安全に避難生活を送ることができるよう、次の措置を講じること。

1 個別避難計画の作成に対する支援

個別避難計画について、介護支援専門員等の専門職による参画を法律上の職務とし、抜本的な財政措置を講じるなど、作成の促進を図ること。

2 社会福祉施設等の災害対応力の強化

- (1) 高齢者福祉施設・障害福祉施設等において、大規模災害時等にも自施設での運営・支援を継続することができるよう、生活物資等を十分に備蓄することができる防災備蓄倉庫の整備について、必要な財政支援を行うこと。
- (2) 障害福祉施設等における災害への対応力の向上や災害対策の推進を支援するため、地方自治体が行う災害対策に関する研修等について、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 社会福祉施設等の災害時情報共有システムについて、高齢・障害・児童・保護施設等の各分野で入力する項目や、同一建物で複数のサービスを行っている事業所の被災情報の入力方法、県と市町村の閲覧権限の見直し等を行い、災害発生時に真に必要な情報の共有ができるよう改善を図ること。

【提案理由等】

- 1 個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者の状況をよく把握しており信頼関係も期待できる専門職の参画は極めて重要である。また、個別避難計画の作成経費については避難行動要支援者1人あたり7千円程度の地方交付税措置が講じられているが、介護保険法等における福祉専門職の職務として位置付け、抜本的な財政措置を講じるなど、市町村が安定的かつ継続的に事業所に協力依頼できるようにする必要がある。
- 2 (1) 国の防災基本計画においては、家庭での対策として「最低3日分、推奨1週間」の備蓄を位置付けており、高齢者が生活する高齢者福祉施設等や重度障がい児・者等が生活する障害福祉施設等においても同様に対策を行っているところである。一方で、必要性は理解しつつも、十分な量の備蓄品を収納するためのスペースが確保できないとの理由から、1週間分の備蓄が困難となっている場合があり、被災時の対応に課題を抱えている。倉庫の整備には高額な費用が発生することから、事業所の負担軽減による速やかな整備促進のため、立地を問わず、財政的な支援が必要である
- (2) 障害福祉施設等では、BCP（業務継続計画）の策定と研修・訓練の実施が義務付けられている。計画の運用においては、作成した計画の内容が適切であることが重要であり、また、効果的な訓練・研修を企画・実施するためには自らの知識を向上させることが必要となるが、日常業務を行いながらこれらの取組を行うことは困難である。そこで、地方自治体では独自に施設等に向けて災害対策に関する研修等を行っているが、確実な研修等の実施機会を確保するためには、財政的な支援が必要である。

なお、令和8年度から一部財政措置されたものの、事業開始時期などの補助要件が実態と乖離しており活用が困難となっているため、見直しが必要である。

- (3) 災害時情報共有システムについては、高齢・障害・児童・保護施設等の各システムで収集しているデータが異なるとともに、備蓄物や非常用設備の供給可能時間等を平時から入力しておくことができないシステムもあるなど、医療部門等へ支援要請を行うために必要な情報に不足が生じている。

また、同一事業所で複数サービスを行っている場合、サービス種別ごとに入力依頼が届くため、それぞれのサービスについて被災情報を入力しなければならず、事業所に負担が生じ、システムの入力率が下がる一因となっている。

さらに、システムの閲覧権限について、県が政令指定都市の施設情報を閲覧することができず、災害時の支援の判断に支障をきたしている。

当該システムのデータが災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）に連携されたことも踏まえ、発災後、迅速に支援、救援等につなげられるシステムとする必要がある。

VII-25 災害時の死者に関する氏名等公表の方針整備

提出先 内閣官房、環境省

【提案項目】

災害時の死者や行方不明者の氏名等公表についても、安否不明者と同様に国の方針を示すこと。

【提案理由等】

災害時における安否不明者の氏名等の公表については、各地方自治体において、それぞれの個人情報保護条例を踏まえつつ、全国知事会において作成された「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」も参考としながら、災害の状況や被災者の事情等に応じて判断されているところである。

そのような中、令和3年度の個人情報保護法の改正（令和5年4月1日施行）により、地方自治体の個人情報保護制度を取り巻く環境が変化する中、デジタル庁の「デジタル・防災技術ワーキンググループ」において、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針について、提言がなされたところである。

これをきっかけに、令和4年3月から内閣府防災が主催の「防災分野における個人情報に関する検討会」が開催され、個人情報保護法及び災害対策基本法等の適切な運用等により、個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体又は財産の保護を最大限図るという前提に基づき、令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示された。

この指針では、個人情報保護法第2条第1項に「『個人情報』とは、生存する個人に関する情報」と規定されている点から、死者の情報については取り扱わないとしている。死者の情報も速やかに公開すべきという意見がある一方で、遺族等に配慮し公開を慎重にすべきという意見もあり、各都道府県の対応が分かれている状況を鑑みると、災害時における死者や行方不明者の氏名等の公表についても、安否不明者と同様に方針を示す必要がある。

なお、日本新聞協会でも、安否不明者の情報について国の指針を評価する一方で、死者の情報について「人的被害についても報道機関に対して迅速・詳細な情報提供が行われるよう、さらに取り組みを進めるよう求める」との意見書を国に提出している。

【提案項目】

避難所外避難者を含む避難者の一元的管理や避難者への支援にデジタル技術を活用する仕組みを、全国標準のシステムとして統一化すること。

また、地方自治体がシステムを導入する際には、整備に係る費用だけでなく、運用費用についても財政支援措置を講じるほか、災害時に同システムで取り扱う被災者の個人情報について、災害関連法令における扱いを明確化すること。

【提案理由等】

AIを始めとしたデジタル技術の進展が著しい中、国においても複数省庁で、マイナンバーカードの普及・活用に向けた取組を進めてきたが、これら先端技術の防災分野への活用は、今後の防災体制の強化を図る上で必須となる課題である。

今後、発生が見込まれる広域的かつ大規模な災害に対応するためには、気象や被災状況等のデータとデジタル技術を活用し、災害対応業務のプロセスや災害情報収集・共有のスキームを変革し、災害対応力を強化する視点が必要である。そのためには、住民の避難所外避難を含む避難対策へのデジタル技術の活用や、広域応援を想定した技術・システムの標準化等の促進が極めて重要である。

また、システムの導入等の費用に多大な負担が生じていることや、システムで取り扱う個人情報の扱いが不明確であることから、支援措置等が必要である。

VII-27 原発事故に係る諸外国の日本に対する水産物輸入規制の撤廃

提出先 水産庁

【提案項目】

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、日本の水産物に対する諸外国の輸入規制について、関係国に次の措置を求めること。

- 1 全面的な輸入禁止を行っている国における輸入規制の撤廃
安全基準を満たしているにもかかわらず、全面的な輸入禁止を行っている国において、輸入規制を撤廃させること。
- 2 著しく低い検出限界値の撤回、及び追加検査の撤廃
全面的な輸入禁止を行っていない国においても、実質的に過剰な規制となる放射性物質検査方法の指定を行っている国において、検査時の検出限界値を著しく低く設定することを撤回し、基準を満たしているにもかかわらず追加の検査を求めることを撤廃させること。

【提案理由等】

中国や韓国等は、それぞれの国が定めた放射性物質検査の安全基準を満たしているにもかかわらず、いまだに一部都県からの水産物の輸入を全面禁止している。また、輸入が認められている都道府県に対して放射性物質検査証明書の添付を義務付けるなど、十分な科学的な根拠に基づかない過剰な輸入規制を行っており、水産物の輸出に要する検査期間の長期化や、経費の増加などにより、事実上輸出ができない状況にある。

さらに、令和5年から始まった「ALPS処理水」の海洋放出により、ロシアが日本産水産物の全面的輸入禁止措置をとっている。

本県で漁獲されるイシダイ等を輸出していた一部の国の規制については、世界貿易機関（WTO）の紛争解決手続においてWTO協定に違反するという判断が示されなかったが、他国と比べても著しく過剰な検査要求であることは明らかである。

【過剰な規制の例】

- ・ 検査に当たって検出限界値を 0.7Bq/kg 以下の高い精度で行うことを要求される（日本は厚生労働省通知に基づき、基準値の1/5以下となる20Bq/kg以下を検出限界値としている）。
- ・ 放射性セシウムが微量でも検出された場合、検査に時間と費用がかかるストロンチウムやプルトニウムの検査を要求される。

このため、国においては、関係国に対して、過剰な規制を早期に撤廃するよう、引き続き強く働きかけていく必要がある。

VII-28 原子力災害に関する対策の整備

提出先 原子力規制庁

【提案項目】

原子力発電所以外の原子力事業所に係る対策のため、次の措置を講じること。

- 1 放射性廃棄物の処理方針を明確にすること。
- 2 モニタリングポストを中心とした放射線モニタリング体制を確保すること。

【提案理由等】

- 1 現在、原子力発電所以外の原子力事業所について、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関して、処理の仕組みが定められていない。その特殊性と高い専門性から国の責任の下で統一的に定める必要がある。
- 2 現在、原子力施設のUPZ外を含めた周辺地域に設置しているモニタリングポストによる放射線の常時監視は、立地地域全体の安全安心の確保のために重要であるため、その体制確保が必要である。

VII-29 原子力災害拠点病院に対する財源措置の充実

提出先 内閣府

【提案項目】

原子力災害医療体制の強化に向け、原子力災害拠点病院としての機能を維持するために必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

原子力災害は、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じるものであり、特殊な災害である。そのため、原子力災害医療については、基本的な放射線医学に関する知識と技術が必要であり、そのための教育・研修・訓練等を実施することが求められる。

特に、原子力災害医療体制の中核を担う原子力災害拠点病院には、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う役割だけでなく、立地道府県内の原子力災害医療協力機関の職員等に対する基礎的な研修を定期的実施する、あるいは立地道府県等が実施する研修に協力する役割も求められている。

このように原子力災害拠点病院として果たすべき役割が多岐にわたるにもかかわらず、一部の施設整備等の助成を除き、こうした取組に対する国からの助成がないため、原子力災害拠点病院としての役割を維持していくのは、財源的に困難である。

原子力災害拠点病院を中心とした、原子力災害医療体制の強化を進めていくためには、財源措置が必要である。

【提案項目】

防犯カメラについて、整備・拡充を図るため、次の措置を講じること。

- 1 防犯カメラ設置に関する指針の策定
犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる指針（ガイドライン等）を策定すること。
- 2 防犯カメラ設置促進事業への支援
自主防犯活動団体等による設置を促進するため、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への継続的・安定的な国庫補助制度を創設すること。

【提案理由等】

- 1 「世界一安全な日本」創造戦略 2022 の目指す世界一安全で安心な国の実現を図るためには、今後、防犯カメラの設置をより一層促進させる必要がある。

防犯カメラの設置促進は犯罪の防止や犯人の逮捕に役立つという点で、安全で安心なまちづくりに必要な取組であり、地域住民からの設置に関するニーズは年々高くなっているが、その一方でプライバシー等が侵害されるのではとの声も上がっている。

本県では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等の調和を図り、設置促進を進めるために、「防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドライン」を策定しており、都道府県単位ではそれぞれ条例や指針を策定し、運用している状況にある。

国民の防犯カメラに対する理解を更に促進するとともに、防犯カメラの適正な設置及び管理が行われるよう、国による統一した指針（ガイドライン等）の作成と普及啓発を実施する必要がある。

- 2 本県では、治安の確保に欠かすことができないツールとなっている防犯カメラの設置を促進するため、市町村や自主防犯活動団体が防犯カメラを設置する費用への補助を実施しているが、闇バイトに関連する強盗事案などの凶悪な犯罪が続発する中、防犯カメラの設置による地域の安全・安心の確保に関する県民のニーズは更に高まることが想定される。

防犯カメラの設置に係る事業は、地方自治体の限られた財源で実施しており、県及び市町村の財政負担が過重になっている。

本県では、国からの重点支援地方交付金により令和8年度の防犯カメラ設置支援を予算化しているところであるが、臨時的措置であり、今後、ますます高まる県民や地域のニーズに応え、防犯カメラのより一層の普及促進を図っていくためには、地方自治体の防犯カメラの設置促進事業への継続的・安定的な国の補助制度の創設が必要である。

【提案項目】

社会情勢の変化が県内の治安情勢に与える影響を見極め、直面する課題に的確に対処し、県民からの負託に応えるため、警察活動の根幹をなす人的、物的基盤を整備するとともに、必要な財政措置を講じること。

【提案理由等】

近年、SNS上には、匿名・流動型犯罪グループ等による犯罪実行者募集情報が氾濫しており、応募者らによる強盗等が関東を中心に相次いで発生しているほか、組織的・広域的に金属盗や自動車盗、万引きが敢行されるなど、深刻な治安上の脅威となっている。

このような中、令和8年度における地方警察官の増員により、警察力の強化を図ったところであるが、令和7年中における当県の治安情勢は、刑法犯認知件数が4年連続で増加するとともに、特殊詐欺の被害が著しく拡大したほか、人身安全関連事案においては、被害者等の安全確保を最優先とした取組を着実に推進する必要があるなど、当県が抱える課題は山積している。

また、全国有数の大規模県である当県は、東京都に次ぐ全国第2位の900万人を超える人口を有し、三つの政令指定都市や箱根等有数の観光地が存在しているほか、東名高速道路等物流の要となる交通網が整備されるなど、全国と比較しても警察事象が多く、警察官一人当たりの負担人口も依然として高い状況にある。

よって、警察職員の増員や警察活動に必要な装備資機材の充実、警察官採用試験の受験要因の大きな判断材料となる県警察学校の施設整備など、当県警察活動の基盤を一層の強化する必要がある。

提出先 警察庁

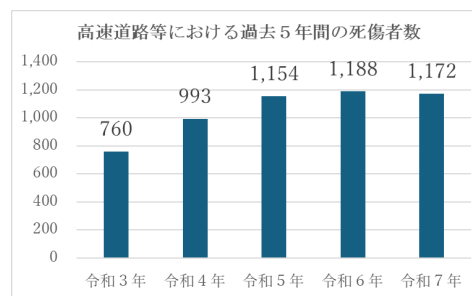
【提案項目】

交通秩序を維持し、事故のない安心して暮らせる地域社会づくりを推進するため、速度違反自動取締装置の減耗更新及び新設を行うことにより、高速度で走行する悪質交通違反者を安全かつ効果的に検挙し、高速道路等における交通事故抑止及び秩序ある交通流を確保するための財源措置を講じること。

【提案理由等】

高速道路及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）では、著しい高速度で走行する最高速度違反者の検挙及び交通事故抑止のため、パトカーによる速度取締りに加え、速度違反自動取締装置を使用した交通取締りを実施している。

県内の高速道路等における交通事故死傷者数は、令和3年から令和5年にかけて増加後に、高止まりしているところ、圏央道及び新東名高速道路の延伸等、県内の高速道路等の利便性が向上することにより、交通量の増加は必至であり、交通事故の増加が懸念されるため、速度違反自動取締装置の更なる整備が必要である。



特に、

- 新東名高速道路が全線開通した場合、静岡県内の浜松いなさ JCT 付近から御殿場 JCT 付近間の最高速度規制が 120km/h に引き上げられており、最高速度規制が 100km/h である神奈川県に進行する車両が誤認し、東名高速道路に比べて勾配やカーブが少ない道路を高速度で走行することが予想される。
- また、新東名高速道路は、大型貨物自動車等の全国物流の要となり、昼夜交通量が多くなるほか、令和6年3月から高速自動車国道における大型貨物自動車等の法定速度が 80 km/h から 90 km/h に引き上げられたことにより、高速道路等における重大事故が発生するおそれがある。
- 首都高速道路においては違法競争型暴走族の中でも車両が首都高速環状線を猛スピードで疾走しながら周回する、いわゆるルーレット族が他の通行車両に著しい危険を及ぼしており、過去には死亡事故も発生している。

以上のことから、高速道路等では最高速度違反を伴う重大交通事故の更なる増加が懸念されるだけでなく、全国物流の要となる道路で、通行止めを伴う交通事故が発生した場合、大規模な経済損失を生じさせるおそれがあるほか、パトカーでの追尾取締り時における車両速度が上がり警察官の受傷事故が増加する可能性がある。

これらを踏まえ、最高速度違反による交通事故抑止対策として速度抑制効果が期待できる速度違反自動取締装置の活用は必須であるが、当県の速度違反自動取締装置は全て設置から10年以上経過しているため、既存装置の減耗更新とともに新規路線に装置を新設するための財源措置を提案するものである。

（神奈川県担当課：神奈川県警察本部交通指導課）

VII-33 自転車交通反則通告制度導入に伴う交通安全対策特別交付金の使途拡大

提出先 内閣府、総務省、財務省、警察庁、国土交通省

【提案項目】

交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資とする交通安全対策特別交付金について、自転車用ヘルメットの購入への支援や、交通安全対策に係る広報等の事業にも活用できるようにすること。

【提案理由等】

令和5年4月から自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されるとともに、令和8年4月から自転車交通反則通告制度が導入された。

これに伴い、本県では、自転車利用者の安全確保や自転車交通ルールへの順守を図るため、自転車用ヘルメット購入への支援や、自転車ルールブックの作成・配布を行っており、新たな財政負担が生じている。

自転車交通反則通告制度の導入に伴い、交通安全対策特別交付金の原資となる交通反則金の増収が見込まれるが、この交付金の使途は、道路交通安全施設の設置及び管理に限定されている。

交通安全対策に係る地方自治体の財政負担を軽減するため、交付金の使途の拡充が必要である。

VII-34 被留置者の食糧費予算の拡充

提出先 警察庁

【提案項目】

物価高騰に対応しつつ被留置者に適切な食糧を提供するため、更なる償還金の拡充を提案するもの。

【提案理由等】

勾留後の被留置者の食糧費については、償還金（国費）で賄っているところ、近年の物価高騰により、被留置者用食糧費についても年々高騰している。

特に、令和5年10月頃からの物価高騰は顕著であり、被留置者用食糧供給業務についても、償還金の範囲内での執行が困難な状況である。

令和7年度の被留置者用食糧供給業務に係る償還金は、1年間で230,393千円のところ、被留置者用食糧費に係る支出は306,606千円であり、1年間で76,213千円の不足分を県の予算で補っている。

今後も物価の上昇は避けられず、更なる県予算への負担が見込まれることから、償還金の更なる拡充を提案するものである。

【提案項目】

犯罪被害者等が必要とする多様な支援が、どこに住んでいても等しく、切れ目なく受けられるよう、支援施策の地域格差の解消を図るため、犯罪被害者等支援に取り組む地方自治体の財政負担を軽減するための所要の措置を講じること。

【提案理由等】

令和6年7月に通知された「地方における途切れない支援の提供体制の強化について」では、住民にとって最も身近な基礎自治体である市町村は、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供することが期待されており、市町村の取組を支援することが重要である。

本県では、令和6年4月に「神奈川県市町村犯罪被害者等日常生活支援事業補助金」を創設し、市町村が行う犯罪被害者等に対する日常生活支援事業に要する経費に対して補助金（補助率1／3）を交付しているが、県のみによる財政支援には限界がある。

したがって、国の当該補助金について、犯罪被害者等に特化した生活支援等の制度を設ける市町村に対する補助（都道府県を通じた間接補助）を対象経費に加えるなど、国と都道府県が連携して市町村の財政負担の軽減を図る必要がある。

【提案項目】

自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護できるよう、飼い主の所有権に係る課題について考え方を整理した上で、必要な法整備を行うこと。

【提案理由等】

動物の不適正な多頭飼育は、不衛生な飼育環境により、動物のいのちが脅かされるだけでなく、飼い主の健康状態の悪化や、悪臭や騒音などによる周辺的生活環境への影響があることから、大きな社会問題となっている。

このような多頭飼育問題を解決するためには、さまざまな問題を抱えている多頭飼育者のケースごとに、関係する機関が連携して、避妊去勢手術の実施を含めた適正飼養を指導、助言し、飼い主だけでは解決が困難な場合は、自治体による動物の保護を行うことにより、適正飼養が可能な範囲に動物の数を抑制することが重要である。

一方で、自治体が動物を保護する場合、飼い主に動物の所有権を放棄させることが必須条件となるが、環境省が実施したアンケートによると、約8割の自治体が、動物の保護が進まない理由として、飼い主が動物の所有権を手放さないことを挙げている。

こうしたことから、不適正な多頭飼育が放置され、事態が悪化することを避けるためには、飼い主に同意を得ることなく、自治体の判断で緊急的に一時保護することも必要である。

また、一時保護が出来ても、所有権が飼い主にあると治療や譲渡などの処置が出来ず、結果的に虐待状態を継続することにもなりかねないため、一定期間を定め、状況が改善されない場合は所有権が行政に移行するなどの措置も必要と考える。

ついては、早急に飼い主の所有権に係る課題に関する考え方を整理した上で、自治体が必要と認めた場合には、動物を緊急的に一時保護し、必要に応じて治療等を行うことができるよう、必要な法整備を行うとともに、一時保護する場合の期間や手数料、飼い主への返還要件等適切な法運用を図るための規定も併せてご検討いただきたい。

一方、自治体の施設では、緊急的な一時保護に対応することは施設のにも人員的にも困難なケースも想定される。よって、環境省においても一時保護施設、人員及び必要な物資の確保をご検討いただきたい。

VII-37 動物愛護管理法違反者による不適正な飼養等の再発防止の推進

提出先 環境省

【提案項目】

動物愛護管理法第44条第1項から第3項（愛護動物虐待等罪）に違反した第二種動物取扱業者に対し、一定期間、第二種動物取扱業としての業務を停止等できるよう、必要な法整備を行うこと。

【提案理由等】

近年、動物を虐待する行為に対して、社会的非難が強くなっており、令和元年には、動物愛護管理法が改正され、愛護動物虐待等罪の法定刑が大幅に引き上げられた。

しかし、動物虐待に関する事件は後を絶たず、令和6年の動物虐待事犯の検挙事件数は、160事件となっており、平成26年の56事件から、ここ10年間で大幅に増加している。

当県においても、第二種動物取扱業者による愛護動物虐待疑いの事案が発生し、当該業者に対して動物愛護管理法第44条第2項違反疑いで告発し、令和7年9月10日に東京高等裁判所にて30万円の罰金刑の判決が出た。本件については、全国から注目されていたため、告発当時から当該業者が業を行うことを禁止するよう、多くの要望が寄せられていた。

また、多頭飼育崩壊など、第二種動物取扱業者による愛護動物の虐待事案は全国的に発生している。

現在の動物愛護管理法の規定では、第一種動物取扱業者がこの法律に違反した場合、登録を取り消すこと等が規定されているが、第二種動物取扱業者には、そうした規定はない。

については、動物愛護管理法の趣旨に則り、動物のいのちを守り、適正飼養を推進するため、愛護動物虐待等罪が確定した第二種動物取扱業者に対して、一定期間、第二種動物取扱業としての業務を停止等できるよう、必要な法整備を行っていただきたい。

【提案項目】

国が分類する殺処分の範囲を見直すこと

【提案理由等】

平成25年11月に環境省が立ち上げた、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）では「殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを旨とする」としており、収容施設を設置している自治体は県民や動物愛護団体から「殺処分ゼロ」の達成を強く求められている。

本県では、動物愛護センターで保護した犬については平成25年度から、猫については平成26年度から「殺処分ゼロ」を継続している。

一方で、治癒の見込みがなく苦痛を軽減することもできない個体に対する、苦痛から解放するための獣医療としての安楽死は、動物福祉の観点から必要な措置であり、殺処分とは異なるものと考えている。

環境省は、動物愛護管理行政事務提要において、①譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）、②①以外の処分、③引取り後の死亡について、①～③をひとくくりに「殺処分」と分類しているが、プロジェクトのアクションプランで示されている「不必要な殺処分を0へ」とは②の処分を指すものと考えられる。

よって、動物愛護管理行政における「殺処分」の範囲は、現行の②の処分であることを明確にし、①③は別の区分（①安楽死処置等、③自然死等）にするとともに、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」にもその旨反映していただきたい。

提出先 消費者庁

【提案項目】

消費生活相談のデジタル化に係る新システムの運用に際し、地方自治体の実情に応じて次の措置を講じること。

- 1 地方自治体の意見を踏まえた機能の改善
地方自治体からシステムの機能改善の提案を受ける仕組みを整備するとともに、その提案を踏まえて定期的に機能改善を行うこと。
- 2 地方自治体への財政的支援
新システムの運用を円滑に進めるため、新システムに接続する端末・回線等の調達・運用について、経常的経費を含めた財政支援を行うこと。
- 3 新システムの検証用環境の継続的提供
Webフォーム受付やテレフォニーシステムを含めた全ての機能を扱うことができる検証用環境を継続的に提供すること。

【提案理由等】

- 1 新システムの運用に際して、各地方自治体の相談員や職員など、主たる利用者が業務に活用しやすいシステムとしていくことが重要である。そのためには、システムの課題の洗い出しが不可欠となるため、各地方自治体からの機能改善要望を受ける仕組みを整備した上で、定期的に機能改善を行う必要がある。
- 2 将来も安定して新システムの運用を継続していくため、新システム利用のための端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などの経常的費用も国の責任で財政的支援を行う必要がある。
- 3 将来的に新システムのWebフォーム受付やテレフォニーシステムといった機能の利用を拡大していくためには、その利用における課題や効果を国と地方自治体の双方が認識しなければならない。そのためには、全ての機能を体感できる検証用環境の継続的な提供が必要である。検証用環境は、地方自治体側がその効果を実感でき、利用に向けた検討が進むほか、消費生活相談員や職員のシステム習熟度を高めるための練習用環境として機能することも期待できる。

【提案項目】

悪質商法による被害の防止や被害の救済のため、次の措置を講じること。

- 1 地方消費者行政への恒久的な財源の措置
地方消費者行政が後退・縮小することのないよう、恒久的な財源を措置すること。特に全ての消費生活相談員の人件費を対象とする財政的支援を行うこと。
- 2 地方消費者行政強化交付金の改善
 - (1) 活用条件を改善するとともに、補助率のかさ上げを講じること。
 - (2) 活用促進に向けて、地方自治体の予算編成に間に合うよう、メニューの次年度以降の措置の方針を提示すること。
- 3 特定商取引に関する法律の改正の検討へ地方自治体の意見の反映
特定商取引に関する法律の改正の検討に当たっては、地方自治体の意見を聴取して進めること。

【提案理由等】

地方消費者行政強化交付金については、令和8年度申請分から制度の見直しが行われたことは承知しているが、補助金額や対象に制限があるなど、地方自治体にとって必ずしも活用しやすい制度とはいえない。消費生活相談員の確保等相談体制の一層の充実強化や法規制の見直しを目的とした措置を講じる必要がある。

- 1 地方自治体の消費生活相談体制を安定的に維持・強化していくためには、国による地方自治体への恒久的な財源の措置が必要である。特に、全ての消費生活相談員の人件費を対象とする財政的支援は、相談体制の充実・強化に直結し、消費者の安全・安心な生活を守る上で不可欠であり、本県のみならず県内市町村でも必要性が非常に高い。
- 2 地方自治体に対する交付金の活用促進のため、その実情に即した改善が必要である。
 - (1) 県内には、地方消費者行政強化交付金の活用を希望していたものの、その活用条件により見送っている市町村があった。また、地方自治体の財源確保が引き続き困難な状況であることを考慮し、活用条件の見直しや補助率のかさ上げを講じることでもある必要である。
 - (2) 活用促進に向けては、地方自治体の予算編成や事業実施体制などの準備ができる適切な時期に情報を提供がなされることが重要である。国の予算編成上の都合があることは理解できるが、特に、中長期的課題に対応するメニューについては、次年度以降の措置の方針を提示することが必要である。
- 3 特定商取引法の改正の検討にあたっては、健全な事業者の営業活動を阻害しないことを前提として進めているものと理解するが、各地方自治体で改正法の施行に支障が生じる事態を避けるため、適切な時期に意見を聴取して進める必要がある。

(神奈川県担当課：くらし安全防災局消費生活課)

VII-41 旧日本軍の危険物等への適切な対応

提出先 内閣官房、環境省

【提案項目】

旧日本軍の危険物等への適切な対応体制を確立するため、次の措置を講じること。

1 対応制度の確立

旧日本軍の危険物（爆雷、不発弾、毒ガス弾等）に起因する事故が発生した場合には、施工者（地権者）のいかんにかかわらず、関係府省が連携し、迅速な対応をとることを制度として確立すること。

2 被災者救済制度の確立

旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を確立すること。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償を行うこと。

3 産業振興への影響排除

旧相模海軍工廠科学実験部跡地及びその周辺地域において、旧日本軍に由来する危険物及び土壌汚染が産業振興の妨げとならないよう、土壌汚染対策法等の各種法令等の基準を満たすべく適切な措置を講じること。

【提案理由等】

戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきものであり、県民の安全・安心の確保のため、国による総合的な制度の確立が不可欠である。

神奈川県内の事例（「毒ガス弾」に関係する主なもの）



（神奈川県担当課：くらし安全防災局危機管理防災課）